

京都市地球温暖化対策条例の全部を改正する条例の制定について

1 条例改正の趣旨

社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の区域内における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量の削減に係る新たな目標を定めるほか、当該目標を達成するために行う地球温暖化対策に關し必要な事項を定める必要があるため、条例を改正しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 基本理念（前文）

京都議定書が採択された都市として先導的な役割を果たすため、1年度当たりの温室効果ガスの排出の量を平成2年度（1990年度）の温室効果ガスの排出の量から80パーセント以上に相当する量を削減したことにより持続可能な発展が可能となる低炭素社会を目指し、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者のそれぞれが、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動する。

(2) 本市の削減目標（第3条）

ア 本市は、平成42年度（2030年度）までに、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量を、平成2年度（1990年度）からその40パーセントに相当する量を削減した量とすることを目標とする。

イ 本市は、平成32年度（2020年度）までに、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量を、平成2年度（1990年度）からその25パーセントに相当する量を削減した量とすることを当面の目標とする。

(3) エネルギー供給事業者の責務（第5条）

本市の区域内にエネルギーを供給している事業者は、本市への情報の提供及び他の者の地球温暖化の防止に積極的な役割を果たす責務を有する。

(4) 本市による地球温暖化対策（第10条）

ア 本市が、重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、次のものを加える。

(イ) 自動車等の共同使用を促進するための施策

(ロ) 森林の適切な保全及び整備並びに市内及びその近隣地域から産出する木材（以下「地域産木材」という。）その他の森林資源の利用を促進するための施策

(ハ) 本市の区域内で生産された農林水産物（本市の区域内で製造された農林水産物の加工品を含む。以下同じ。）の積極的な消費その他の環境と調和のとれた食生活に関する啓発その他の施策

(ニ) 市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策

(ホ) 廃棄物を処理する際に発生する熱その他のエネルギーを最大限に活用するための施策

(カ) 事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により削減され、又は吸收された温室効果ガスの量を、他の者が自らの温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようとする取引を促進するための施策

(キ) 地球温暖化の防止に寄与する研究開発の促進並びに環境産業の育成及び振興を図るための施策

(ク) 地球温暖化の防止のための活動を促進するための人材の育成

イ 本市が率先して講じなければならない施策として、次のものを加える。

公共の用に供する施設等における再生可能エネルギーを利用するための設備（以下「再生可能エネルギー利用設備」という。）の設置、地域産木材の利用及び緑化の実施

(5) 事業者及び市民等の取組の拡充（第11条から第21条）

ア 事業者は、その従業者の通勤における自己の自動車等の使用を控えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。

イ 事業者及び市民は、自己の自動車等の保有に代えて、自動車等を共同で使用するサービスの利用その他の方法により自動車等を使用するよう努めなければならない。

ウ 事業者及び市民は、自動車等を購入又は賃借（以下「購入等」という。）しようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等を購入等するよう努めなければならない。

エ 事業者及び市民は、所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。

オ 事業者及び市民は、本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費するほか、環境と調和のとれた食生活を営むよう努めなければならない。

カ 毎月16日を環境に良いことをする日とし、本市、事業者、市民、環境保全活動団体、観光旅行者その他の滞在者は、環境に配慮した行動を率先して実行するよう努めなければならない。

(6) 特定事業者の義務（第22条及び第23条）

ア 特定事業者（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者をいう。以下同じ。）は、環境マネジメントシステムを導入し、推進しなければならない。

イ 特定事業者は、新車の購入等をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等の台数の新車の台数に対する割合が一定以上となるようにしなければならない。

(7) 自動車販売事業者の義務（第25条）

自動車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し自動車環境情報を説明し、及び温室効果ガスを排出しない新車等の販売実績を市長へ報告しなければならない。

(8) 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第26条から第34条）

ア 事業者排出量削減計画書の提出

計画期間（特定年度（平成23年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数を経過したごとの年度をいう。）以降の3年間をいう。以下同じ。）のいずれかの年度において

特定事業者に該当することとなった事業者は、計画期間における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

イ 事業者排出量削減計画書の評価

市長は、事業者排出量削減計画書の内容について評価を行い、公表しなければならない。

ウ 事業者排出量削減計画の推進

事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、事業者排出量削減計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。また、温室効果ガスの排出の量の削減について、自らの事業活動により削減する手段のほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策のうち自ら削減したものとみなす手段によることができる。

エ 事業者排出量削減報告書の提出

計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量、削減するために実施した措置等を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

オ 事業者排出量削減報告書の評価

市長は、事業者排出量削減報告書の内容について評価を行い、公表しなければならない。

カ 表彰

市長は、事業者排出量削減報告書に係る事項の評価の結果、削減目標の達成状況が特に優良であると認める特定事業者を表彰するものとする。

(9) 特定建築物における地域産木材の利用等（第40条から第43条）

ア 特定建築物の新築又は増築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、特定建築物に市長が定める量以上の地域産木材を利用しなければならない。

イ 特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、市長が定める基準に適合する再生可能エネルギー利用設備を設置しなければならない。

(10) 建築物環境配慮性能の表示（第44条から第49条）

ア 建築環境総合性能評価システムによる評価

特定建築主は、特定建築物について、建築環境総合性能評価システム（環境への配慮に係る建築物の性能を評価する制度のうち、市長が定めるものをいう。）による評価を行わなければならない。

イ 建築物環境配慮性能の表示

(イ) 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、建築環境総合性能評価システムによる評価の結果（以下「建築物環境配慮性能」という。）の表示をしなければならない。

(ロ) 特定建築主は、新築等に係る特定建築物の販売の広告をするときは、当該広告に、建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

(イ) 特定建築主は、当該特定建築物を購入しようとする者に対し、建築物環境配慮性能を説明するよう努めなければならない。

(11) 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務（第50条から第55条）

緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区をいう。）において、その敷地が一定面積以上の建築物の新築又は改築をしようとする者は、当該建築物及びその敷地に緑化施設を設けなければならない。

3 施行期日

平成23年4月1日

ただし、上記の(9)、(10)（アを除く。）及び(11)の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（参考）

1 これまでの経過

平成21年8月

京都市環境審議会に対し、京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方について諮問

平成22年7月

京都市環境審議会から答申（京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方）

平成22年7月～8月

京都市地球温暖化対策条例改正骨子（案）に関するパブリックコメントの実施

2 パブリックコメント等の実施状況（平成22年8月13日時点）

(1) パブリックコメント

4回実施。応募者計333名、意見数計688件

(2) 公開意見交換会

5回実施。参加者計149名

(3) 個別の事業者団体、市民団体等への説明

87回実施。参加者計約1,300名

(4) 事業者アンケート

1回実施。340社から回答

3 今後のスケジュール

平成23年3月

新京都市地球温暖化対策計画の策定

平成23年4月

改正条例の施行及び新計画の実施